

## 添田町 地域プロジェクトマネージャー募集要項

添田町は、福岡県の南東部に位置した自然豊かな町であり、人口は約9千人、北九州市・福岡市からは車で1時間～1.5時間ほどの場所にあります。まちのシンボル、英彦山は日本三大修験山にも数えられる、歴史ある山です。福岡県の東部、大分県の北部の両県の境に位置し、標高約1200mの南岳・北岳・中岳の三峰からなる、古代から現代まで続く信仰対象の山です。山内は修行窟や社殿、参道は多数の坊舎が建ち並ぶなど、かつては大規模な修験集落が形成されており、それを物語る遺跡が残されています。

現在の英彦山は、宿泊や体験など観光客の受け入れが満足に行えておらず、日帰りや通過型の観光客がほとんどで、滞在や周遊による観光消費が生まれていない状況です。それに伴い、観光産業に下支えされた事業者や働き手の流出による人口減少、町独自の歴史的資源である坊舎等は老朽化が進み、地域の衰退が顕著な状態になっています。魅力ある観光コンテンツの開発など、持続可能な観光振興への転換が課題となっております。

町はこれらの地域課題の解決に向け、国内でも独自性のある英彦山の修験道文化や参道の坊舎等を活用した分散型の宿坊ホテルの事業化を目指します。また、地域が一体となってインバウンド等の来訪者を呼び込み、体験コンテンツなどのサービスを提供して観光を振興していくための体制の構築も並行して取り組んでいきます。

そこで、英彦山宿坊ホテル実施体制の設立と事業化支援、英彦山観光のマネジメントとコンテンツ開発等の推進にむけて、総務省の地域プロジェクトマネージャー制度を活用し、関係者の中で適切な調整を行う橋渡し役ならびに現場責任者となる人材を募集します。

募集人数	1名
プロジェクト名	英彦山宿坊ホテル推進プロジェクト
プロジェクト概要	持続可能な観光まちづくりに向けて、独自性のある英彦山の歴史文化を活用した宿泊や体験を創出し、観光消費を伸ばしていく取り組みの実施。 具体的には、参道の坊舎を活用した分散型の宿坊ホテル事業について実施体制の確立と事業化の推進。また、地域が一体となってインバウンド等の来訪者を呼び込み、体験コンテンツなどのサービスを提供していくための仕組みの構築。
活動内容	1. 英彦山宿坊ホテル事業の推進業務 ・事業化と実施体制の設立にむけた各種支援 2. 英彦山観光のマネジメント業務 ・マーケティング、プロモーション ・観光コンテンツ開発、インバウンド対策 ・その他（DMO等の検討） ※ 詳細な内容については「英彦山宿坊ホテル推進プロジェクト活動内容」による。
求めるスキル	・英彦山の地域特性を理解していること。 ・観光産業やインバウンドに精通していること。 ・関係者と良好な関係を築き、目的達成にむけた調整能力が優れていること。 ・官民連携や事業構築の仕組みに精通し、事業化にむけた調整や立案を行えること。 ・法人経営や財務の仕組みが理解できていること。

募集対象	<p>(1) 令和6年4月1日現在で20歳以上の者。性別は問いません。</p> <p>(2) 3大都市圏をはじめとする都市地域等（総務省資料「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表」において、本町に転出した場合に特別交付税措置の対象となる地域をいう。）から本町に生活の拠点を移す者。ただし、次のいずれかに該当する者については、この限りでない。</p> <p>① 本町において過去に添田町地域おこし協力隊設置要綱（令和2年添田町告示第19号）に規定する地域おこし協力隊員に該当して活動した経験があり、かつ、任用時に町内に生活の拠点を有するとともに、本町の住民基本台帳に記録される者</p> <p>② 本町以外の市町村において、過去に国要綱に規定する地域プロジェクトマネージャーとして活動した経験があり、かつ、任用時に町内に生活の拠点を有するとともに、本町の住民基本台帳に記録される者</p> <p>(3) 専門的な知識や経験を有し、かつ、優れた調整力を有すると町長が認める者</p> <p>(4) 地域に馴染む意思を有し、地域協力活動に意欲と情熱を持っていると認められる者</p> <p>(5) 概ね1年以上の活動ができる者</p> <p>(6) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第16条に規定する職員の欠格条項に該当しない者</p> <p>(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員に該当しない者</p> <p>(8) 普通自動車運転免許を有している者</p>
活動場所	添田町
活動日数・時間	<p>活動日数：1週間当たり35時間以内（7時間×5日勤務）</p> <p>※活動業務の都合上、土・日・祝日及び夜間勤務の場合があります。その際は前後の平日を振り替えて休日とします。</p> <p>※月22日程度の勤務となります。</p> <p>その他：活動日以外で業務に支障がなければ、兼業についても認めます。</p>
雇用形態・期間	<p>「添田町地域プロジェクトマネージャー設置要綱」に基づき、町と雇用契約を結ぶパートタイムの会計年度任用職員として採用します。</p> <p>期間：令和6年6月1日から令和7年3月31日まで。</p> <p>翌年度以降の更新についてはプロジェクトの進行状況や活動実績等を勘案して行います。なお、雇用の延長は、最初の任用の日から最長で3年間です。また、プロジェクトマネージャーとしてふさわしくないと判断した場合は、期間中であっても任用を取り消すことがあります。</p>
待遇・福利厚生	<p>(1) 基本給：月額334,338円</p> <p>(2) 費用弁償：「添田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に基づき支出</p> <p>(3) 保 険：健康保険、厚生年金、雇用保険、非常勤の公務災害保険に加入します。</p> <p>(4) 休暇等：会計年度任用職員の規定に基づき年次休暇が取得可能です。</p>

	(他、特別休暇あり)
申込受付期間	募集期間：令和6年4月30日(火)午後5時まで(提出書類必着)
選考から任用までの流れ	<p>(1) 応募方法 「応募用紙」に記入の上、下記お問合せ先に記載のメールに送信してください。</p> <p>(2) 選考方法 第1次選考：書類審査 第2次選考：面接、実施日時：令和6年5月中旬 ※応募者多数の場合、書類選考により第2次選考は5人程度とさせていただきます。</p> <p>(3) 結果のお知らせ 第1次選考(書類審査)：令和6年5月10日(金) メールで通知 第2次選考(面接)：令和6年5月中旬～下旬 メールで通知 ※ 日程は状況により変更の可能性があります。</p> <p>(4) 任用 任用決定書の授与式：令和6年6月3日(月)を予定 ※雇用は6月1日開始予定です。 ※本町が求めるスキルや基準を満たした応募者がいない場合、採用者なしとさせていただきます。</p>
その他	質問は所定の質問票に必要事項を記入の上、下記お問い合わせ先に記載のメールにお送りください。
お問合せ先	添田町役場 商工観光振興課 英彦山振興係 〒824-0691 福岡県田川郡添田町大字添田2151番地 T E L : 0947-82-1236 メール： <a href="mailto:kankou@town.soeda.fukuoka.jp">kankou@town.soeda.fukuoka.jp</a>